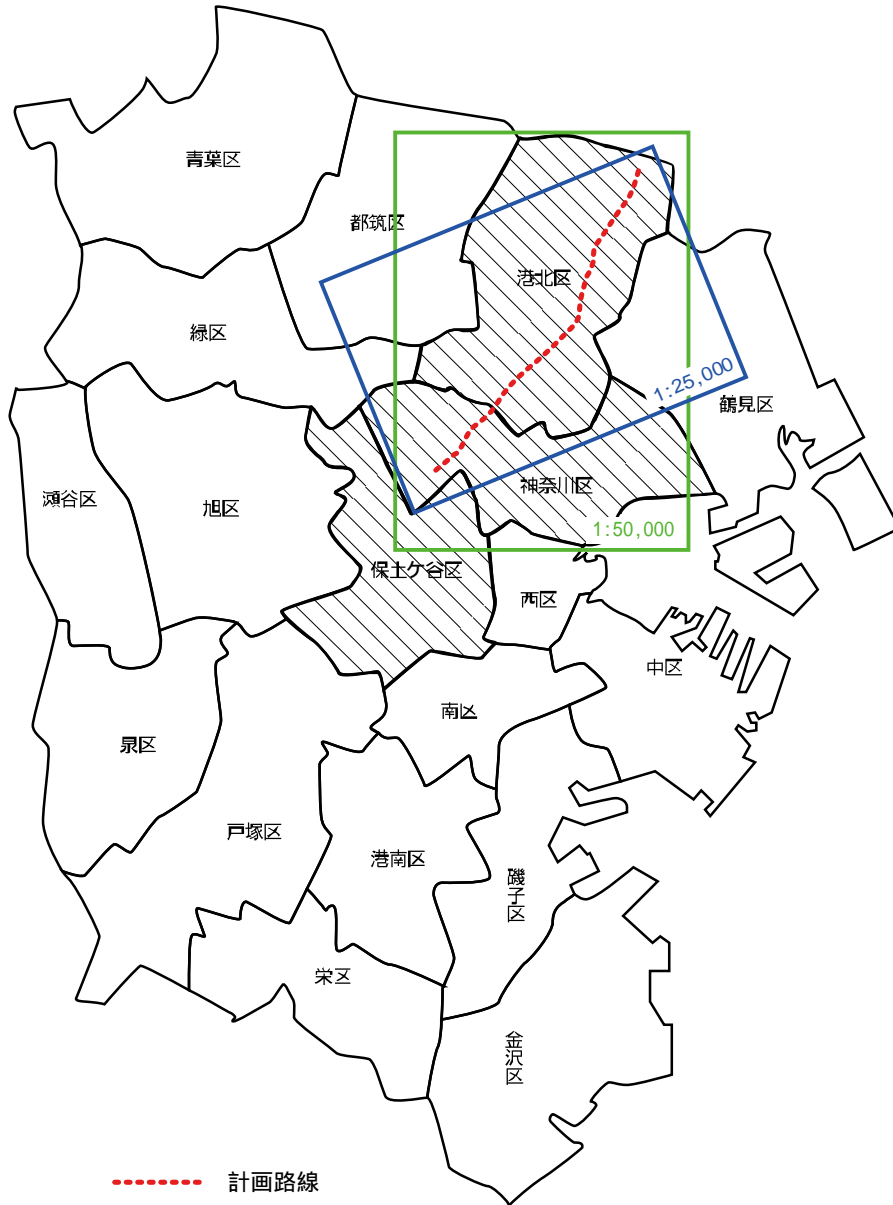


第3章 都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲（以下「計画路線周辺」とします。）の概況を既存の文献又は資料により把握します。

なお、対象とする地域は、横浜市港北区、神奈川区及び保土ヶ谷区の3区の内、図3.1-1に枠で示す範囲とします。



- 1 本図書で使用する「1:25,000」の図面の範囲
- 2 本図書で使用する「1:50,000」の図面の範囲

図 3.1-1 調査対象地域

3.1 自然的状況

1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

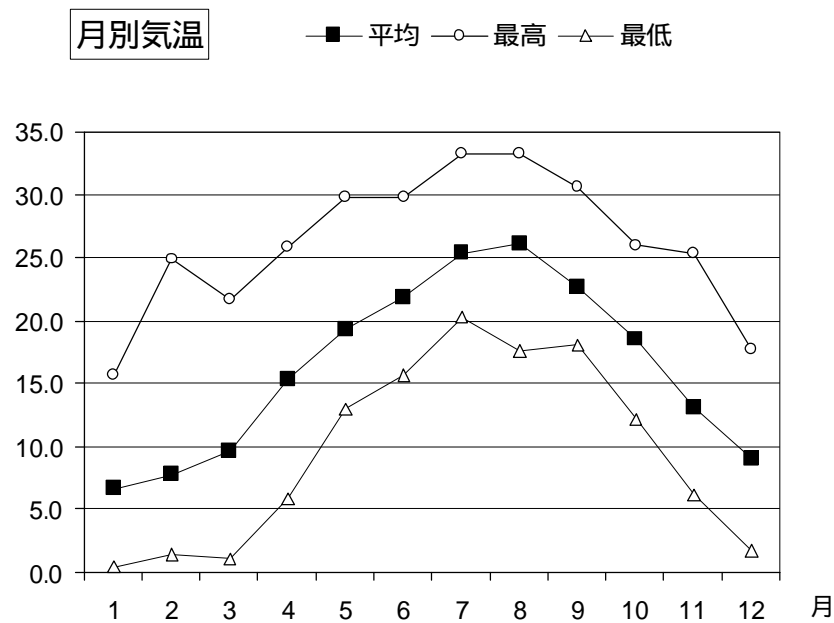
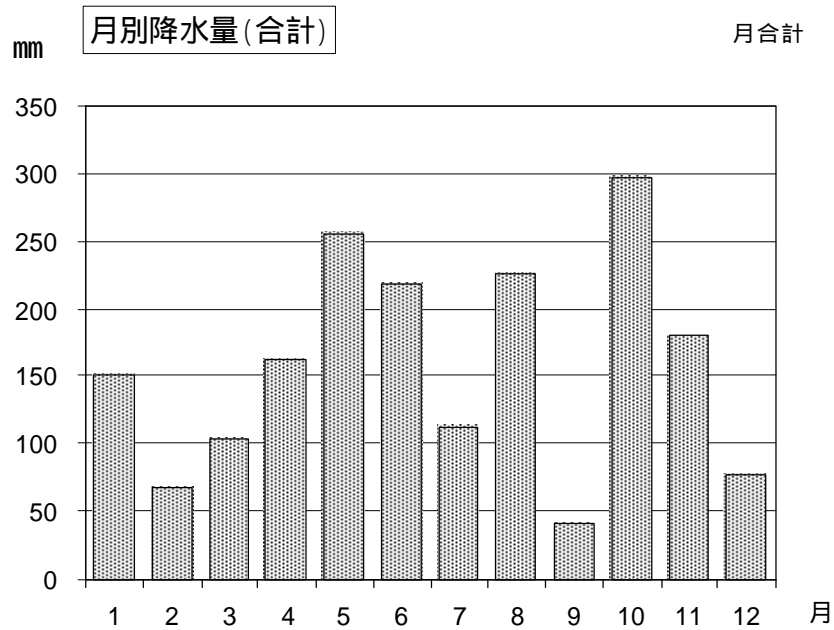
計画路線に最も近い気象観測所は、南南東約 10km に存在する横浜地方気象台(横浜市中区山手町 99)です。横浜地方気象台における過去 10 年間の気象概要は、表 3.1-1 に示すとおりです。平成 21 年の年間降水量は 1,894.0mm、年平均気温は 16.3、平均風速は 3.4m/s となっています。

また、平成 21 年の月別降水量、月平均気温の状況は表 3.1-1 及び図 3.1-2 に示すとおりであり、月別降水量は 41.5 ~ 297.0mm、月平均気温は 6.7 ~ 26.1 となっています。

表 3.1-1 気象の状況

年	降水量(mm)				気温()			風向、風速(m/s)				
	合計	最大			平均	最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速	
		日	1時間	10分間					最大	風向	風速	風向
平成 12 年	1,557.5	110.0	30.0	14.5	16.2	35.4	-1.0	3.5	14.8	北	31.9	南西
平成 13 年	1,630.5	107.0	45.0	16.5	15.9	36.9	-2.5	3.5	17.4	西	31.0	東南東
平成 14 年	1,638.0	125.0	50.5	15.5	16.1	35.0	-0.2	3.7	15.6	西北西	34.1	北西
平成 15 年	2,132.5	188.0	34.0	10.0	15.6	33.8	-1.6	3.6	14.0	北	30.9	西南西
平成 16 年	1,932.0	191.5	38.0	16.0	16.9	36.5	-0.7	3.7	19.8	北西	43.4	南西
平成 17 年	1,411.0	127.0	40.5	14.5	15.8	35.5	-0.7	3.4	14.9	西南西	28.2	南西
平成 18 年	1,856.0	135.0	31.0	17.5	16.0	35.3	-2.2	3.3	14.6	西南西	30.6	南西
平成 19 年	1,464.5	101.0	36.5	11.5	16.5	35.9	0.5	3.4	16.8	南南東	36.9	南南東
平成 20 年	1,919.0	78.5	36.5	16.0	16.1	35.0	-0.5	3.2	13.9	南南東	27.3	南西
平成 21 年	1,894.0	144.0	46.5	16.0	16.3	33.3	0.4	3.4	15.3	南南西	28.7	南
1 月	150.0	72.0	21.0	5.0	6.7	15.7	0.4	3.4	10.2	北	18.2	北北東
2 月	68.5	25.5	7.0	2.0	7.8	24.8	1.4	3.5	14.6	南西	23.7	南南西
3 月	104.0	35.5	8.0	4.5	9.7	21.7	1.1	4.0	12.5	南南西	27.5	南
4 月	163.0	69.5	16.0	5.0	15.3	25.8	5.8	3.4	13.5	西南西	24.0	西南西
5 月	256.0	57.5	29.5	14.0	19.4	29.7	13.0	3.6	12.0	南西	20.7	南南西
6 月	218.0	47.0	19.0	7.0	21.8	29.8	15.7	2.9	8.5	南西	15.8	南
7 月	112.5	32.5	27.0	10.0	25.3	33.3	20.3	3.8	12.1	南西	22.0	西南西
8 月	226.0	78.5	46.5	16.0	26.1	33.2	17.6	2.9	11.4	北	19.2	北
9 月	41.5	13.0	9.5	4.5	22.6	30.6	18.0	2.8	8.9	北	15.9	北
10 月	297.0	144.0	38.0	10.0	18.5	26.0	12.2	3.2	15.3	南南西	28.7	南
11 月	180.0	101.0	21.0	5.0	13.2	25.3	6.1	3.2	11.2	南西	21.5	南西
12 月	77.5	36.0	6.0	1.5	9.0	17.8	1.8	3.5	10.7	南西	18.7	西北西

出典：「気象統計情報 横浜(平成 12 年～平成 21 年)」(気象庁)



出典：「気象統計情報 横浜（平成21年）」（気象庁）

図 3.1-2 月別降水量、月平均気温の状況（平成 21 年）

(2) 大気質の状況

横浜市では、一般環境大気測定局（以下「一般局」とします。）20局及び道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」とします。）8局の計28測定局で大気汚染物質を常時観測しています。この内、計画路線周辺及びその近隣の区には、表3.1-2及び図3.1-3に示すとおり、一般局3局が存在します。

なお、大気汚染に係る環境基準は、表3.1-3に示すとおりです。

表 3.1-2 大気測定局

地点番号	測定局名称（区分）	測定項目				
		二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O _x)
1	神奈川区総合庁舎（一般局）			-		
2	保土ヶ谷区桜丘高校（一般局）			-		
3	港北区総合庁舎（一般局）			-		

：測定を実施している項目 -：測定を実施していない項目

出典：「横浜の環境（平成22年版）」（平成23年1月 横浜市環境創造局）

表 3.1-3 大気汚染に係る環境基準

A: 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

B: 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

根拠法令	物質	環境上の条件	測定方法
A	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
	浮遊粒子状物質 ¹	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
	光化学オキシダント ²	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
B	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 ³	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法

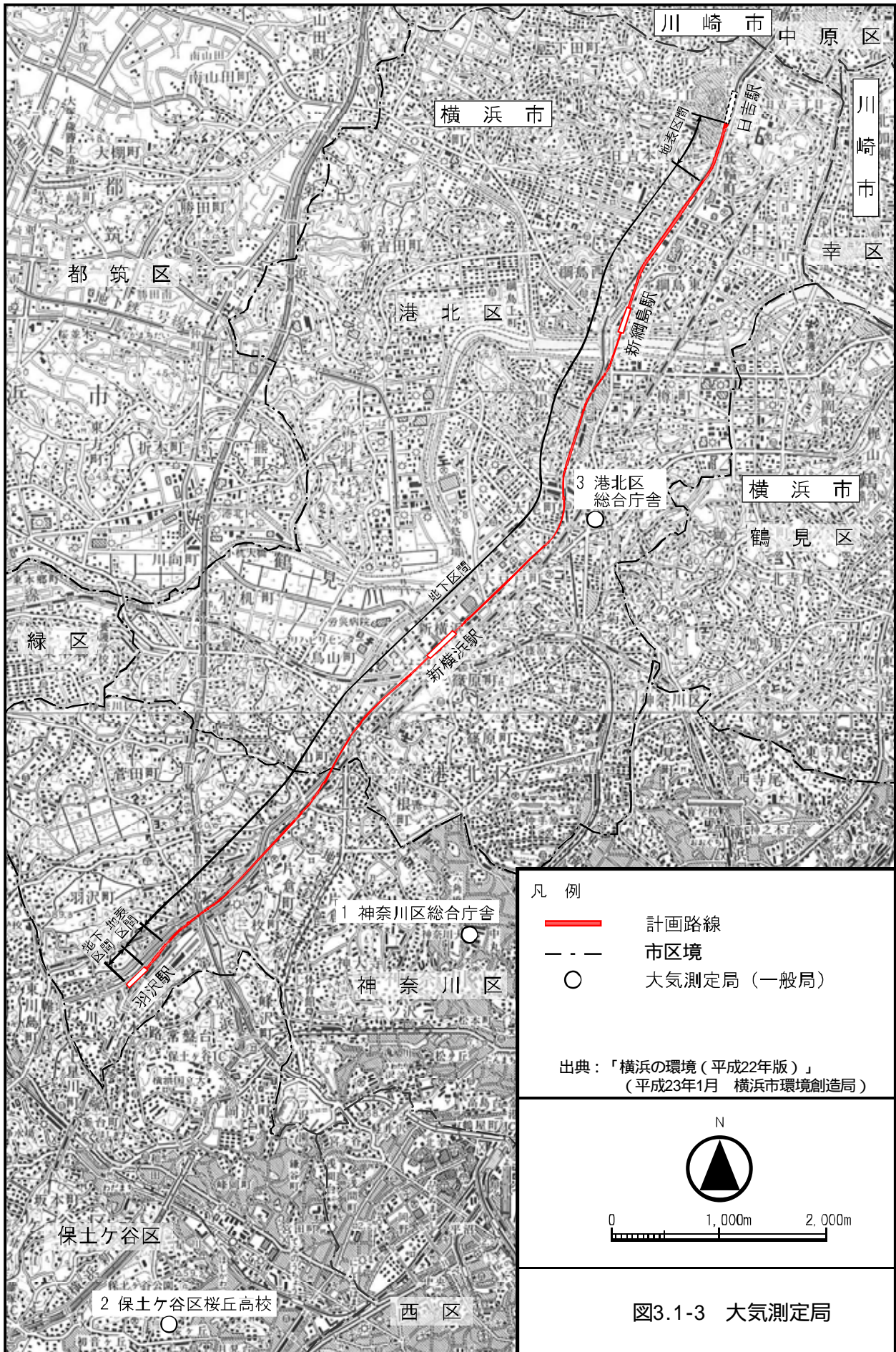
- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 3 二酸化窒素について、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 評価方法(「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年6月12日 環大企第143号))
(「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月17日 環大企第262号))

【短期的評価】

環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

【長期的評価】

- ・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱は行わない。
- ・二酸化窒素
年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもので評価を行う。



二酸化窒素 (NO₂)

平成 21 年度の二酸化窒素の測定結果は、表 3.1-4 に示すとおりです。

1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) の年間 98% 値は 0.042 ~ 0.044ppm となっており、全ての測定局において「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号) に定める環境基準を達成しています。

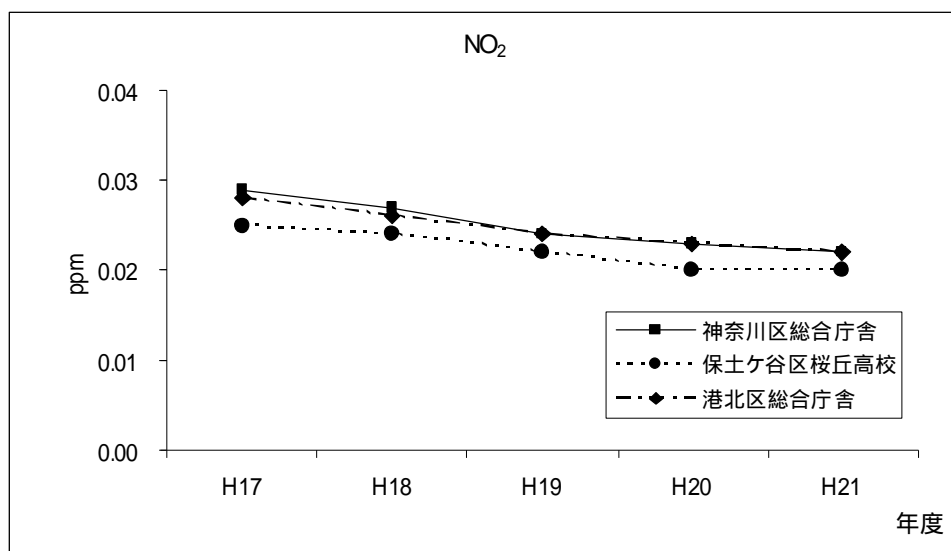
過去 5 年間の年平均値の推移は図 3.1-4 に示すとおりであり、全ての測定局において、緩やかな下降傾向となっています。

表 3.1-4 大気質測定結果 (二酸化窒素) (平成 21 年度)

測定局	年平均値 (ppm)	1 日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1 日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	98% 値評価に よる 1 日平均 値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	98% 値評価 による環境 基準の適否 (適、否×)
		(日)	(%)			
1 神奈川県総合庁舎	0.022	0	0.0	0.042	0	
2 保土ヶ谷区桜丘高校	0.020	0	0.0	0.043	0	
3 港北区総合庁舎	0.022	0	0.0	0.044	0	

- 1 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
- 2 評価：年間にわたる 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) について、測定値の低い方から 98% に相当するものが 0.06ppm 以下であること
- 3 二酸化窒素については、環境基準の短期的評価は設定されていません。

出典：「横浜の環境 (平成 22 年版)」(平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局)



出典：「横浜の環境 (平成 18 ~ 22 年版)」(横浜市環境創造局)

図 3.1-4 経年変化 (二酸化窒素、年平均値)

二酸化硫黄 (SO₂)

平成 21 年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 3.1-5 に示すとおりです。

全ての測定局において、1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) が 0.04ppm を超えた日はなく、1 時間値が 0.1ppm を超えた時間もないため、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号) による環境基準の短期的評価を達成しています。また、1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) の年間 2 % 除外値は 0.009 ~ 0.012ppm であり、長期的評価についても達成しています。

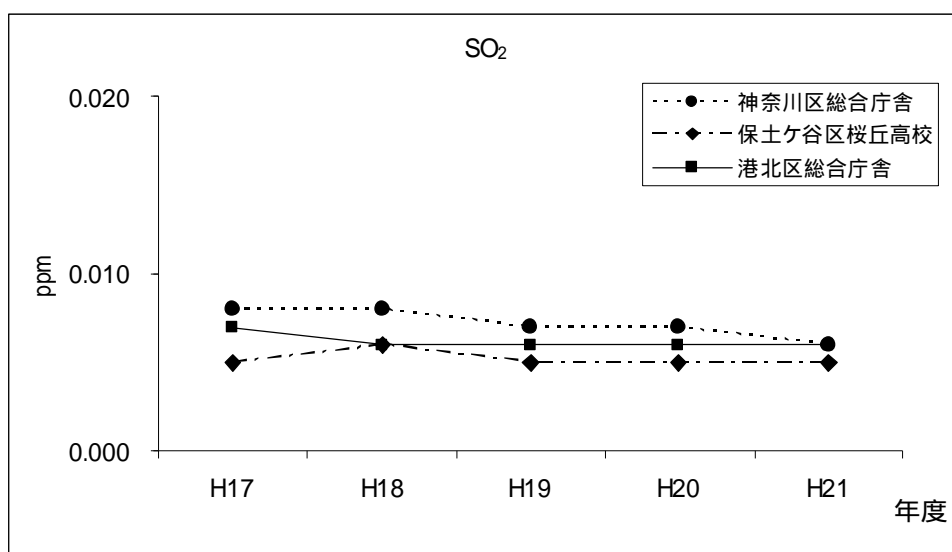
過去 5 年間の年平均値の推移は図 3.1-5 に示すとおりであり、全ての測定局で横ばい状態となっています。

表 3.1-5 大気質測定結果 (二酸化硫黄) (平成 21 年度)

測定局	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数	1 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数	1 日平均値の 年間 2 % 除外値	長期的評価 による 環境基準の 適否 (適、否×)
	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	
1 神奈川区総合庁舎	0.006	0	0	0.012	
2 保土ヶ谷区桜丘高校	0.005	0	0	0.009	
3 港北区総合庁舎	0.006	0	0	0.011	

- 1 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
- 2 短期的評価：測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
- 3 長期的評価：年間にわたる 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) について、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) が 0.04ppm を超えず、かつ、年間を通じて 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと

出典：「横浜の環境 (平成 22 年版)」(平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局)



出典：「横浜の環境 (平成 18 ~ 22 年版)」(横浜市環境創造局)

図 3.1-5 経年変化 (二酸化硫黄、年平均値)

浮遊粒子状物質（SPM）

平成 21 年度の浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果は、表 3.1-6 に示すとおりです。

全ての測定局において、1 日平均値（1 時間値の 1 日平均値）が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日はありませんが、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間があり、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）による環境基準の短期的評価を達成していません。また、1 日平均値（1 時間値の 1 日平均値）の年間 2 % 除外値は $0.052 \sim 0.058\text{mg}/\text{m}^3$ であり、長期的評価を達成しています。

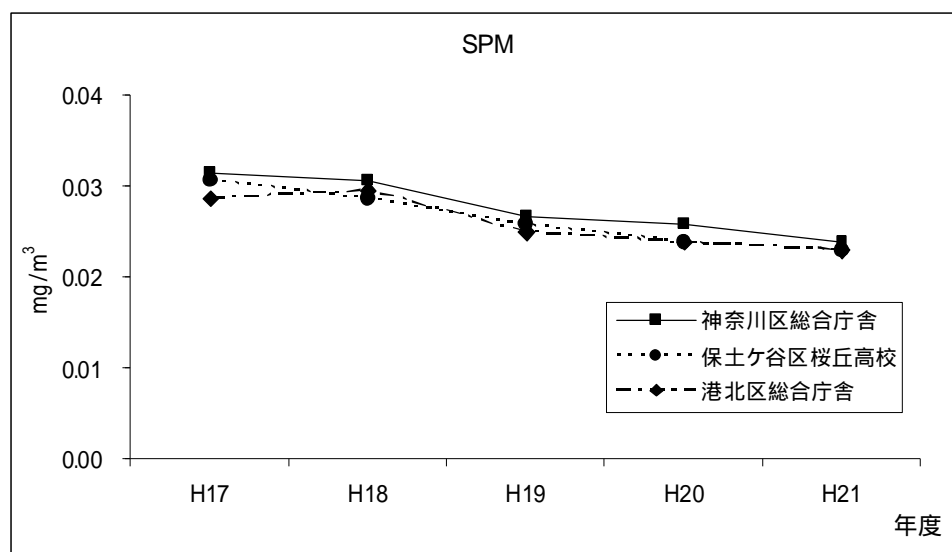
過去 5 年間の年平均値の推移は図 3.1-6 に示すとおりであり、全ての測定局で平成 18 年度以降、下降傾向となっています。

表 3.1-6 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）（平成 21 年度）

測定局	年平均値 (mg/m^3)	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数 (時間)	1 日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数と その割合		1 日平均値 の年間 2 % 除外値 (mg/m^3)	長期的評価 による 環境基準の 適否 (適、否×)
			(日)	(%)		
1 神奈川県総合庁舎	0.025	1	0	0.0	0.058	
2 保土ヶ谷区桜丘高校	0.024	1	0	0.0	0.052	
3 港北区総合庁舎	0.024	1	0	0.0	0.053	

- 1 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
- 2 短期的評価：測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
- 3 長期的評価：年間にわたる 1 日平均値（1 時間値の 1 日平均値）について、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した 1 日平均値（1 時間値の 1 日平均値）が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えず、かつ、年間を通じて 1 日平均値（1 時間値の 1 日平均値）が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日以上連続しないこと

出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）



出典：「横浜の環境（平成 18～22 年版）」（横浜市環境創造局）

図 3.1-6 経年変化（浮遊粒子状物質、年平均値）

光化学オキシダント (Ox)

平成 21 年度の光化学オキシダント (Ox) の測定結果は、表 3.1-7 に示すとおりです。

昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 51 ~ 79 日となっており、全ての測定局において、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号) による環境基準を達成していません。

また、「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」(平成 18 年 4 月 神奈川県環境農政部) による注意報の発令基準である、昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数は 0 ~ 2 日となっています。

過去 5 年間の年平均値の推移は図 3.1-7 に示すとおりであり、全ての測定局で横ばい状態となっています。

表 3.1-7 大気質測定結果 (光化学オキシダント) (平成 21 年度)

測定局	昼間の 1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数と時間数		昼間の 1 時間値の 最高値 (ppm)	環境基準の 適否 (適、否×)
		(日)	(時間)	(日)	(時間)		
1 神奈川県総合庁舎	0.023	58	228	0	0	0.119	×
2 保土ヶ谷区桜丘高校	0.028	79	380	2	4	0.136	×
3 港北区総合庁舎	0.024	51	197	1	1	0.121	×

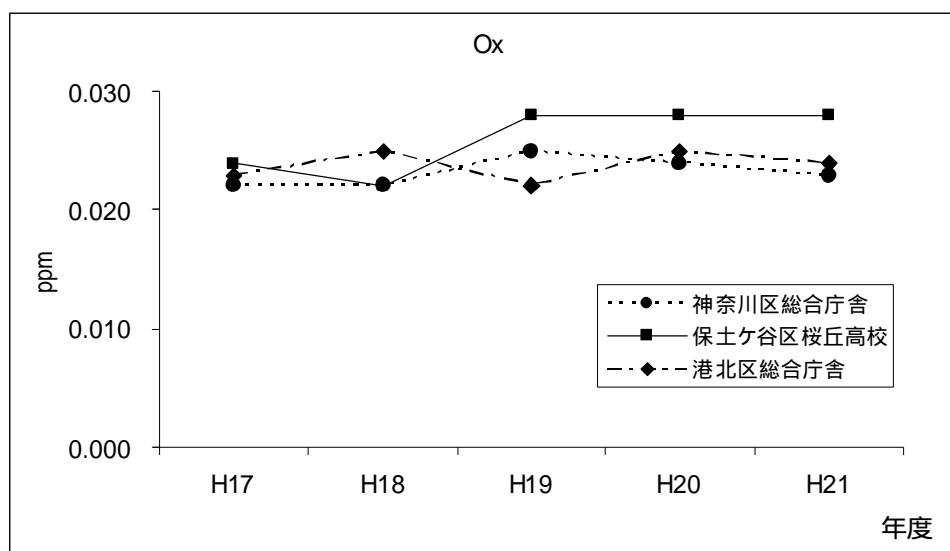
1 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること

2 注意報等の発令基準 (「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」

(平成 18 年 4 月 神奈川県環境農政部))

- 予 報：注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測した時
注 意 報：光化学オキシダント濃度の 1 時間値が、0.12ppm 以上となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められる時
警 報：光化学オキシダント濃度の 1 時間値が、0.24ppm 以上となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められる時
重大緊急時警報：光化学オキシダント濃度の 1 時間値が、0.4 ppm 以上となり、気象条件からみてその状況が継続すると認められる時

出典：「横浜の環境 (平成 22 年版)」(平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局)



出典：「横浜の環境 (平成 18 ~ 22 年版)」(横浜市環境創造局)

図 3.1-7 経年変化 (光化学オキシダント、年平均値)

(3) 騒音の状況

横浜市では、道路沿道、鉄道沿線の騒音について、定点測定と調査依頼に基づく測定を継続的に行っています。

道路交通騒音の状況

計画路線周辺における平成 21 年度の道路交通騒音の測定結果は表 3.1-8 に、測定地点は図 3.1-8 に示すとおりです。

定点測定結果については、昼間 67～71 デシベル、夜間 63～68 デシベルとなっており、地点 5 を除いて「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)による環境基準値を上回っていますが、いずれの地点とも「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)による要請限度の値は下回っています。

また、調査依頼に基づく測定は、神奈川区羽沢南において 2 地点で実施されており、両地点とも環境基準値を下回っています。

定点測定における経年変化は、表 3.1-9 及び図 3.1-9 に示すとおりであり、昼間は 67～72 デシベル、夜間は 63～70 デシベルの範囲で変動しています。なお、平成 20 年度から測定地点が大幅に変更されています。

また、騒音に係る環境基準は表 3.1-10 に、自動車騒音に係る許容限度(要請限度)は表 3.1-11 に示すとおりです。

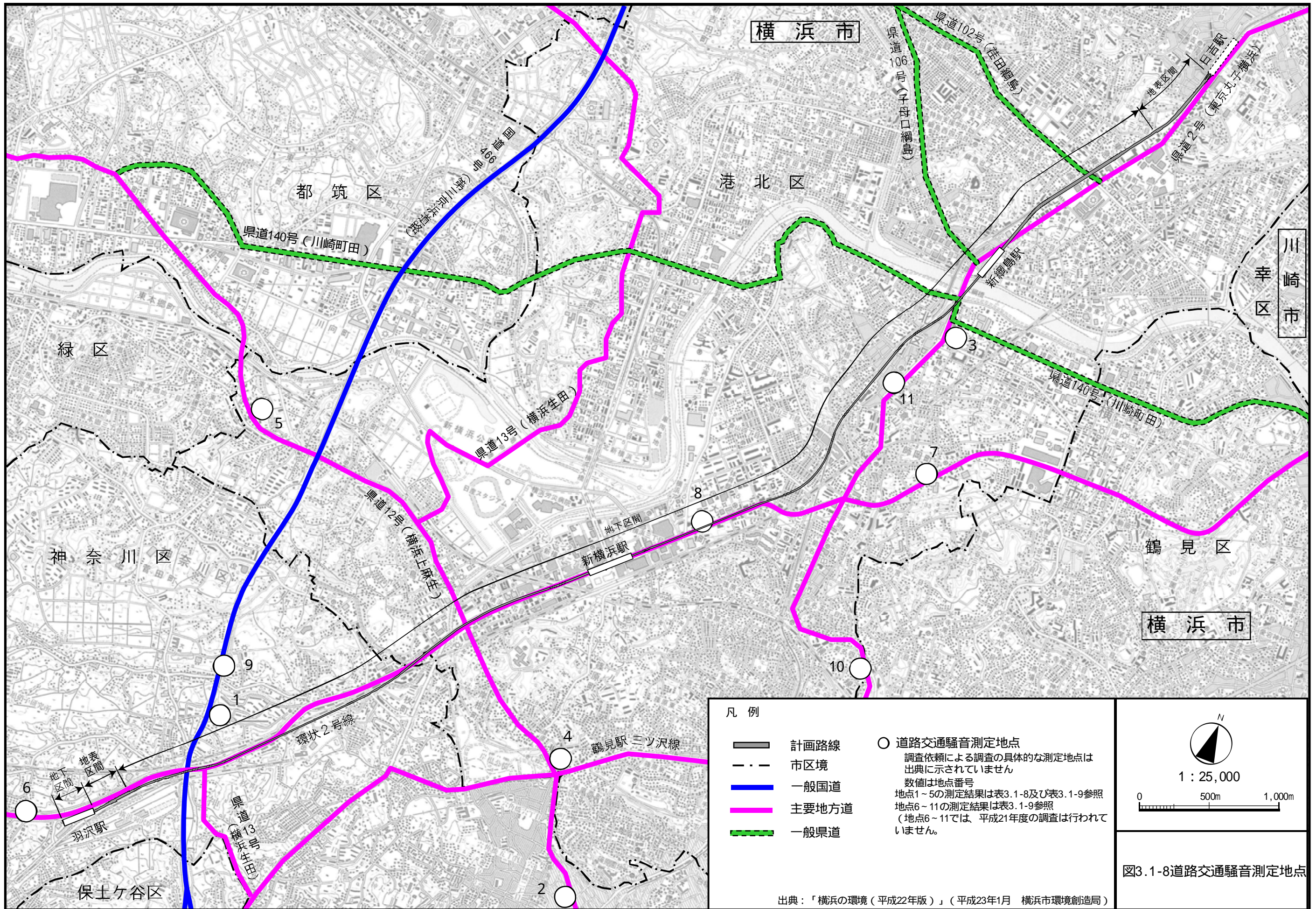


表 3.1-8 道路交通騒音測定結果（平成 21 年度）

（単位：デシベル）

測定地点	用途地域	道路名称	等価騒音レベル (L _{Aeq})		環境基準		要請限度			区分		
			昼間	夜間	地域	昼間	夜間	区域	昼間		夜間	
												昼間
定点測定	1 神奈川区羽沢町	無指定	国道 466 号 (第三京浜道路)	71	68	B	70	65	b	75	70	B
	2 神奈川区六角橋 2 丁目	近隣商業	県道 12 号 (横浜上麻生)	69	66	C	70	65	c	75	70	B
	3 港北区綱島東 2 丁目	2 種住居	県道 2 号 (東京丸子横浜)	69	68	B	70	65	b	75	70	B
	4 港北区岸根町	2 種住居	県道 12 号 (横浜上麻生)	69	67	B	70	65	b	75	70	B
	5 港北区小机町	2 種住居	県道 12 号 (横浜上麻生)	67	63	B	70	65	b	75	70	A
調査 依頼	神奈川区羽沢南	1 種住居	環状 2 号線	58	52	B	70	65	b	75	70	A
	神奈川区羽沢南	1 種住居	環状 2 号線	61	56	B	70	65	b	75	70	A

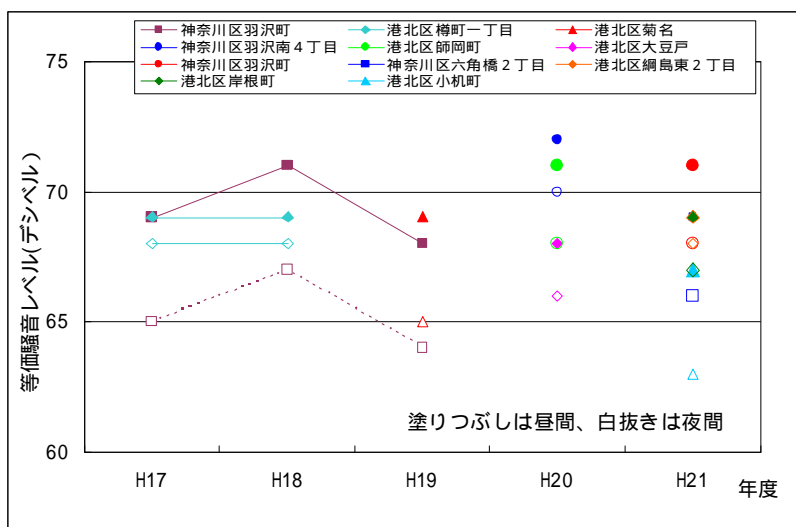
- 1 時間区分 昼間（6 時～22 時） 夜間（22 時～6 時）
 - 2 環境基準、要請限度はいずれも「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例が適用されます。
 - 3 区分 A：環境基準以下の地点、区分 B：環境基準を超えるが要請限度以下の地点
 - 4 調査依頼による調査について、測定地点の詳細は出典に示されていません。
- 出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）

表 3.1-9 経年変化（道路交通騒音、定点測定）

（単位：デシベル）

測定地点	等価騒音レベル (L _{Aeq})										
	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1 神奈川区羽沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	68
2 神奈川区六角橋 2 丁目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	66
3 港北区綱島東 2 丁目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	68
4 港北区岸根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	67
5 港北区小机町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	63
6 神奈川区羽沢南 4 丁目	-	-	-	-	-	-	72	70	-	-	
7 港北区師岡町	-	-	-	-	-	-	71	68	-	-	
8 港北区大豆戸	-	-	-	-	-	-	68	66	-	-	
9 神奈川区羽沢町	69	65	71	67	68	64	-	-	-	-	
10 港北区菊名	-	-	-	-	69	65	-	-	-	-	
11 港北区樽町一丁目	69	68	69	68	-	-	-	-	-	-	

- 1 時間区分 昼間（6 時～22 時） 夜間（22 時～6 時）
 - 2 「-」は測定データ無し。
- 出典：「横浜の環境（平成 18～22 年版）」（横浜市環境創造局）



出典：「横浜の環境（平成 18～22 年版）」（横浜市環境創造局）

図 3.1-9 経年変化（道路交通騒音、定点測定）

表 3.1-10 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成 11 年 3 月 30 日 神奈川県告示第 312 号)

(一般地域(道路に面する地域以外の地域))

地域の類型	時間の区分	
	昼間 (6時から22時まで)	夜間 (22時から翌日の6時まで)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表に掲げるとおりとする。

(道路に面する地域)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時から22時まで)	夜間 (22時から翌日の6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する「帯状」の車線部分をいう。

2 道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。

3 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する空間)

時間の区分	
昼間 (6時から22時まで)	夜間 (22時から翌日の6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

1 「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする。

・道路法(昭和27年、法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては4車線以上の区間に限る。)

・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年、建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15mまで

・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20mまで

表 3.1-11 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る許容限度（要請限度）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 （平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）
 「自動車騒音の要請限度に係る地域類型指定」（平成 12 年 3 月 24 日 横浜市告示第 78 号）

区域の区分		a区域	b区域	c区域
該当地域		第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 その他の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
要請限度	1 車線を有する道路に面する区域	昼65デシベル以下 夜55デシベル以下	昼65デシベル以下 夜55デシベル以下	昼75デシベル以下 夜70デシベル以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	昼70デシベル以下 夜65デシベル以下	昼75デシベル以下 夜70デシベル以下	
	幹線交通を担う道路に近接する区域	昼75デシベル以下 夜70デシベル以下		

- 1 昼は 6 時から 22 時まで、夜は 22 時から翌日の 6 時までをいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道あつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
 - ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
 - ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル
- 3 その他の地域とは、用途地域に指定されていない地域を指す。

鉄道騒音の状況

(a) 新幹線鉄道騒音

計画路線周辺における平成 20 年度の新幹線鉄道騒音の測定結果(測定対象:東海道新幹線)は表 3.1-12 に、測定地点は図 3.1-10 に示すとおりです。

全ての地点で、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号)による環境基準値を下回っています。

また、横浜市内における新幹線鉄道騒音の過去 5 年間の経年変化は表 3.1-13 及び図 3.1-11 に示すとおりであり、各測定距離ともほぼ横ばい状態となっています。

なお、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、表 3.1-14 に示すとおりです。

表 3.1-12 新幹線鉄道騒音測定結果(平成 20 年度)

地点番号	地域の類型 (用途地域) ¹	構造物軌道の種類	軌道面の高さ (m)	騒音レベル (デシベル)			列車速度 ² (km/h)			暗騒音 ³ (デシベル)			環境基準 (デシベル)
				軌道からの距離			上り	下り	半数	軌道からの距離			
				12.5m	25m	50m				12.5m	25m	50m	
1	(第 1 種住居)	高架・ラーメン バラスト	7.6	69	64	57	166	172	173	49	51	53	70
2	(準工業)	高架・ラーメン バラスト	6.8	71	69	66	197	187	201	60	51	51	75
3	(第 1 種住居)	高架・桁 バラスト	8.4	69	67	60	139	109	139	47	43	44	70
4	(第 1 種住居)	盛土	7.7	69	67	63	163	159	168	52	51	48	70

1 用途地域は 100m地点の表示

2 列車速度の「上り」「下り」は平均値、「半数」は通過列車上位半数の平均値

3 暗騒音は測定終了後 10 分間の等価騒音レベル

なお、評価は通過列車ごとの騒音のピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して実施。

出典:「横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書」(平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局)

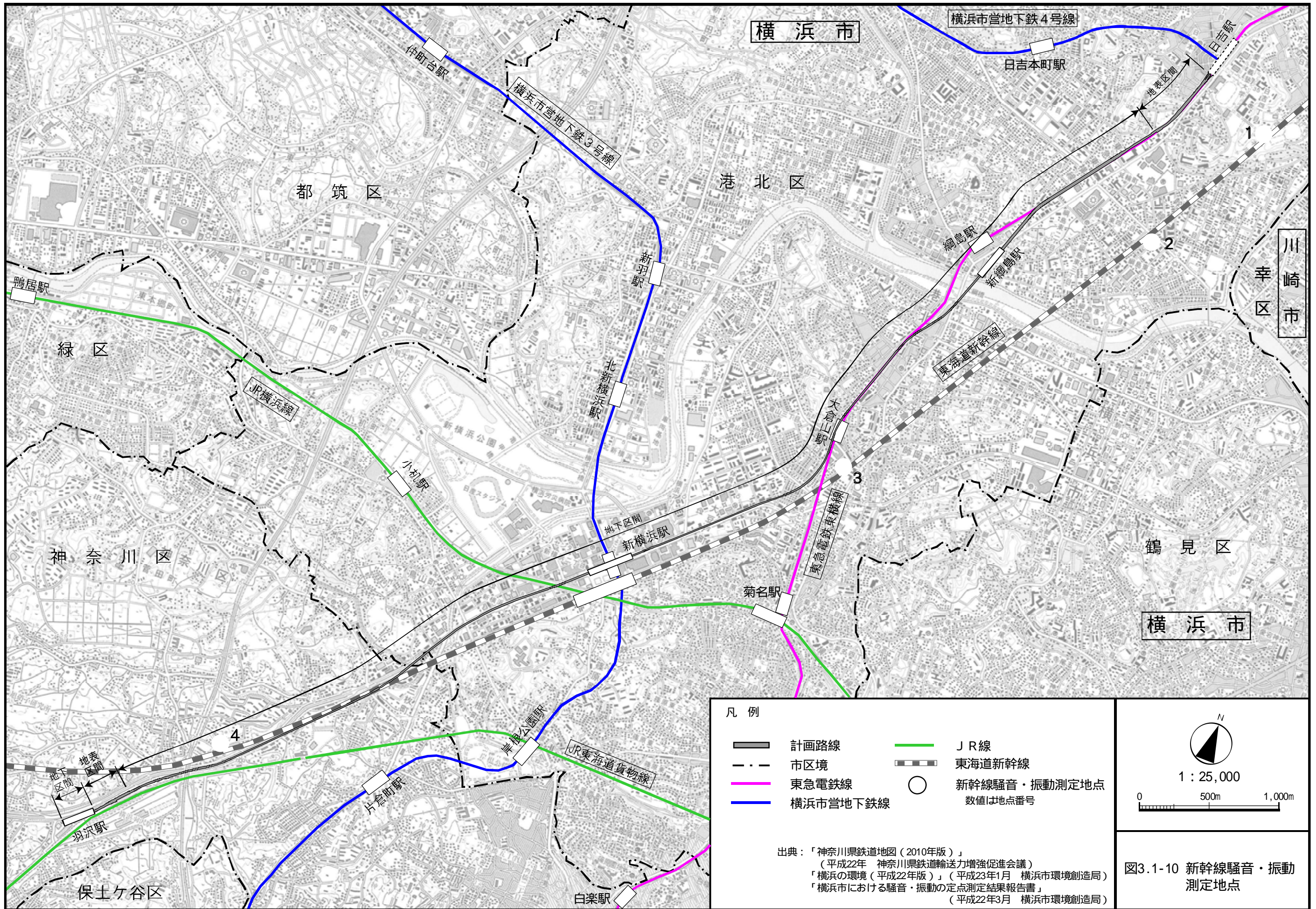


図3.1-10 新幹線騒音・振動測定地点

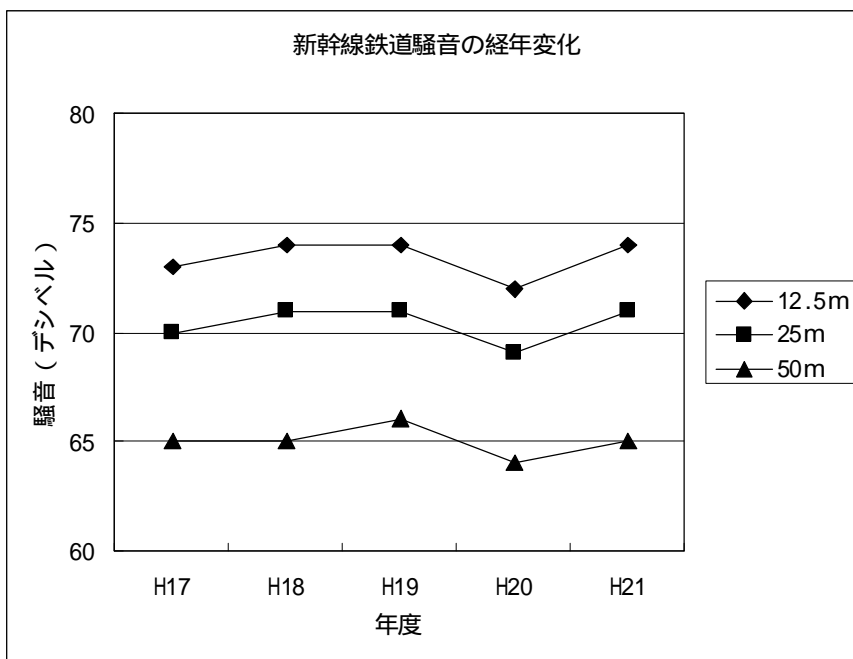
表3.1-13 経年変化（新幹線鉄道騒音）

（単位：デシベル）

軌道からの距離	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
12.5m	73	74	74	72	74
25m	70	71	71	69	71
50m	65	65	66	64	65

表中の値は、横浜市内における新幹線鉄道騒音の全測定地点の算術平均値

出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）



図中の値は、横浜市内における新幹線鉄道騒音の全測定地点の算術平均値

出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）

図 3.1-11 経年変化（新幹線鉄道騒音）

表 3.1-14 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」(昭和 52 年 4 月 22 日 神奈川県告示第 316 号)

類型	地域の区分	基準値
I	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めのない地域	70デシベル以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75デシベル以下

備考

上記地域で新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ 400m 以内の地域とする
ただし、弁天山トンネル、不動山トンネル、片浦トンネル、南郷山トンネル及び城堀トンネル付近の地域で図面に表示するもの、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項に定める工業専用地域並びに「河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に定める河川区域を除く。

橋梁名	地域
多摩川橋梁	橋梁の県寄りの先端の線路の中心から半径 600m の円内の地域(東京都の区域を除く。)
鶴見川橋梁	橋梁の両先端の線路の中心からそれぞれ半径 600m の円内の地域
相模川橋梁	橋梁の両先端の線路の中心からそれぞれ半径 800m の円内の地域
酒匂川橋梁	橋梁の両先端の線路の中心からそれぞれ半径 800m の円内の地域

(b) 在来線鉄道騒音

計画路線周辺における平成 21 年度の在来線鉄道騒音測定結果は表 3.1-15 に示すとおりです。

最も測定結果が小さかったのは東急電鉄東横線(港北区太尾町)の 75 デシベルで、最も大きかったのは京浜急行本線(神奈川区子安通)の 91 デシベルとなっています。

なお、既存の在来線鉄道騒音については、環境基準等の基準は示されていません。

表 3.1-15 在来線鉄道騒音測定結果 (平成 21 年度)

(単位：デシベル)

鉄道名	測定地点	鉄道構造	騒音レベル ²
京浜急行本線	神奈川区子安通	平坦	91
京浜急行本線	神奈川区新町	盛土	80
東急電鉄東横線 ¹	港北区太尾町	盛土	75
相鉄本線	旭区中希望ヶ丘	盛土	85

1 測定が上り側で行われたもの。

2 原則として、上り下り併せて測定した 20 本 (ピーク騒音レベル) の上位 10 本のパワー平均。

3 測定地点の詳細は出典に記載されていません。

出典：「横浜の環境 (平成 22 年版)」(平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局)

(4) 振動の状況

横浜市では、道路沿道、鉄道沿線の振動について、定点測定や市民からの調査依頼による測定を継続的に行っています。

道路交通振動の状況

計画路線周辺における平成21年度の道路交通振動の測定結果は表3.1-16に示すとおりです。

全ての地点において、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)による道路交通振動の限度(要請限度)の値を下回っています。

なお、道路交通振動の限度(要請限度)は、表3.1-17に示すとおりです。

表 3.1-16 道路交通振動測定結果(平成21年度、昼間)

(単位:デシベル)

測定地点	用途地域	道路名称	区域区分	車線数	振動レベル	要請限度
保土ヶ谷区新桜ヶ丘	1種住居	保土ヶ谷バイパス	第1種	8	44	65
神奈川区入江町	準工業	市道(神奈川区)	第2種	2	33	70

1 時間区分 昼間(8時~19時)

2 測定地点の詳細は出典に示されていません。

出典:「横浜の環境(平成22年版)」(平成23年1月 横浜市環境創造局)

表 3.1-17 振動規制法に基づく道路交通振動の限度(要請限度)

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

「道路交通振動の要請限度に係る区域及び時間の指定」

(昭和61年3月25日 横浜市告示第63号)

区域の区分 \ 時間帯	昼間 (8時から19時まで)	夜間 (19時から翌日の8時まで)
	第1種区域	65デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

第1種区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域

第2種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

鉄道振動の状況

(a) 新幹線鉄道振動

計画路線周辺における平成 20 年度の新幹線鉄道振動の測定結果(測定対象:東海道新幹線)は表 3.1-18 に、測定地点は図 3.1-10 (P.3.1-19) に示すとおりです。

全ての地点において、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和 51 年 3 月 12 日 環大特第 32 号)による新幹線鉄道振動の基準値を下回っています。

また、横浜市内における新幹線鉄道振動の過去 5 年間の経年変化は表 3.1-19 及び図 3.1-12 に示すとおりであり、各測定距離ともほぼ横ばい状態となっています。

なお、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づく新幹線鉄道振動の基準は、表 3.1-20 に示すとおりです。

表 3.1-18 新幹線鉄道振動測定結果(平成 20 年度)

地点番号	用途地域 ¹	構造物軌道の種類	軌道面の高さ(m)	振動レベル(デシベル)			列車速度 ² (km/h)			暗振動 ³ (デシベル)			指針値(デシベル) ⁴
				軌道からの距離			上り	下り	半数	軌道からの距離			
				12.5m	25m	50m				12.5m	25m	50m	
1	(第 1 種住居)	高架・ラーメンバラスト	7.6	65	60	55	166	172	173	33	32	33	70
2	(準工業)	高架・ラーメンバラスト	6.8	66	67	61	197	187	201	35	35	37	
3	(第 1 種住居)	高架・桁バラスト	8.4	60	58	57	139	109	139	31	33	31	
4	(第 1 種住居)	盛土	7.7	53	40	38	163	159	168	25	22	21	

1 用途地域は 12.5m地点の表示

2 列車速度の「上り」「下り」は平均値、「半数」は通過列車上位半数の平均値

3 暗振動は測定終了後 10 分間の計測値の 80%レンジ上端値

4 指針値:「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」

(昭和 51 年 環大特第 32 号)

なお、評価は通過列車ごとの振動レベルのピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものを算術平均して実施。

出典:「横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書」(平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局)

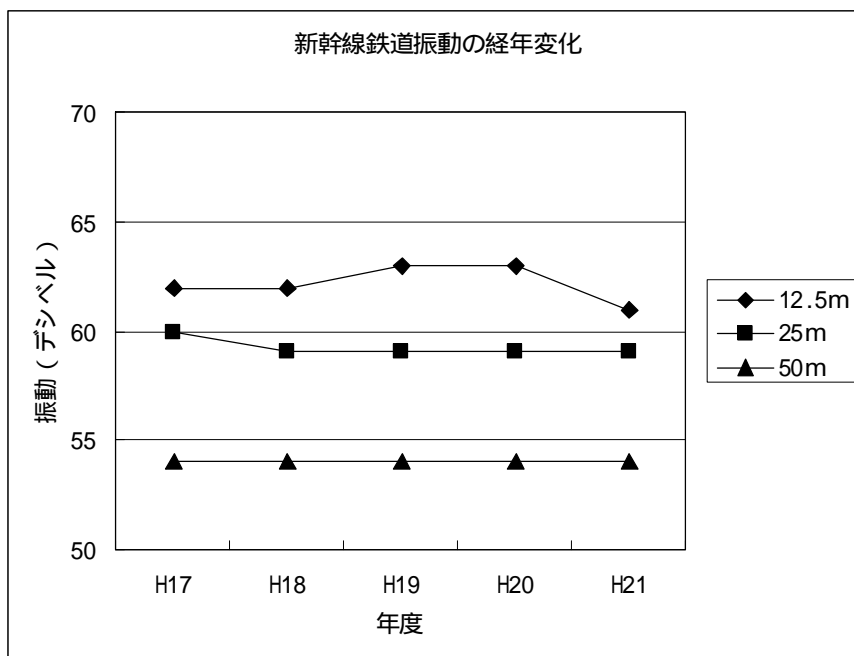
表 3.1-19 経年変化（新幹線鉄道振動）

（単位：デシベル）

軌道からの距離	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
12.5m	62	62	63	63	61
25m	60	59	59	59	59
50m	54	54	54	54	54

表中の値は、横浜市内における新幹線鉄道振動の全測定地点の算術平均値

出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）



図中の値は、横浜市内における新幹線鉄道振動の全測定地点の算術平均値

出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）

図 3.1-12 経年変化（新幹線鉄道振動）

表 3.1-20 新幹線鉄道振動についての勧告

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」
（昭和51年 3月12日 環大特第32号）

新幹線の勧告	新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
--------	--

病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

(b) 在来線鉄道振動

計画路線周辺における平成 21 年度の在来線鉄道振動の測定結果は、表 3.1-21 に示すとおりです。

最も測定結果が小さかったのは京浜急行本線（神奈川区新町）の 50 デシベルで、最も大きかったのは京浜急行本線（神奈川区子安通）の 66 デシベルとなっています。

なお、既存の在来線鉄道振動については、環境基準等の基準は示されていません。

表 3.1-21 在来線鉄道振動測定結果（平成 21 年度）

（単位：デシベル）

鉄道名	測定地点	鉄道構造	振動レベル ²
京浜急行本線	神奈川区子安通	平坦	66
京浜急行本線	神奈川区新町	盛土	50
東急電鉄東横線 ¹	港北区太尾町	盛土	58
相鉄本線	旭区中希望ヶ丘	盛土	59

1 測定が上り側で行われたもの。

2 原則として、上り下り併せて測定した 20 本（ピーク振動レベル）の上位 10 本の算術平均

3 測定地点の詳細は出典に記載されていません。

出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）

2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

河川の位置

計画路線周辺の主要な河川の概要と位置は、表 3.1-22 及び図 3.1-13 に示すとおりです。主要な河川としては、鶴見川水系鶴見川、同大熊川、同鳥山川、同早淵川、同矢上川、同砂田川があります。

表 3.1-22 主要な河川の概要

等級区分	水系名	河川名	延長 (m)	流域面積(県内) (km ²)
一級河川	鶴見川	鶴見川	31,970	184.40
		大熊川	2,840	12.70
		鳥山川	4,180	8.00
		早淵川	9,770	27.80
		矢上川	6,830	36.40
		砂田川	1,470	3.48

出典：「土地統計資料集」(平成 22 年 7 月 神奈川県政策局)

河川流量

計画路線周辺における主要な河川の平成 20 年度の流量は、表 3.1-23 に示すとおりです。測定地点の位置は、図 3.1-14 に示すとおりです。

流量の年平均値は、鶴見川が 6.55m³/s、大熊川が 0.14m³/s、鳥山川が 0.17m³/s、早淵川が 0.47m³/s、矢上川が 2.96m³/s、砂田川が 0.0257m³/s となっています。

表 3.1-23 主要な河川の流量 (平成 20 年度)

(単位：m³/s)

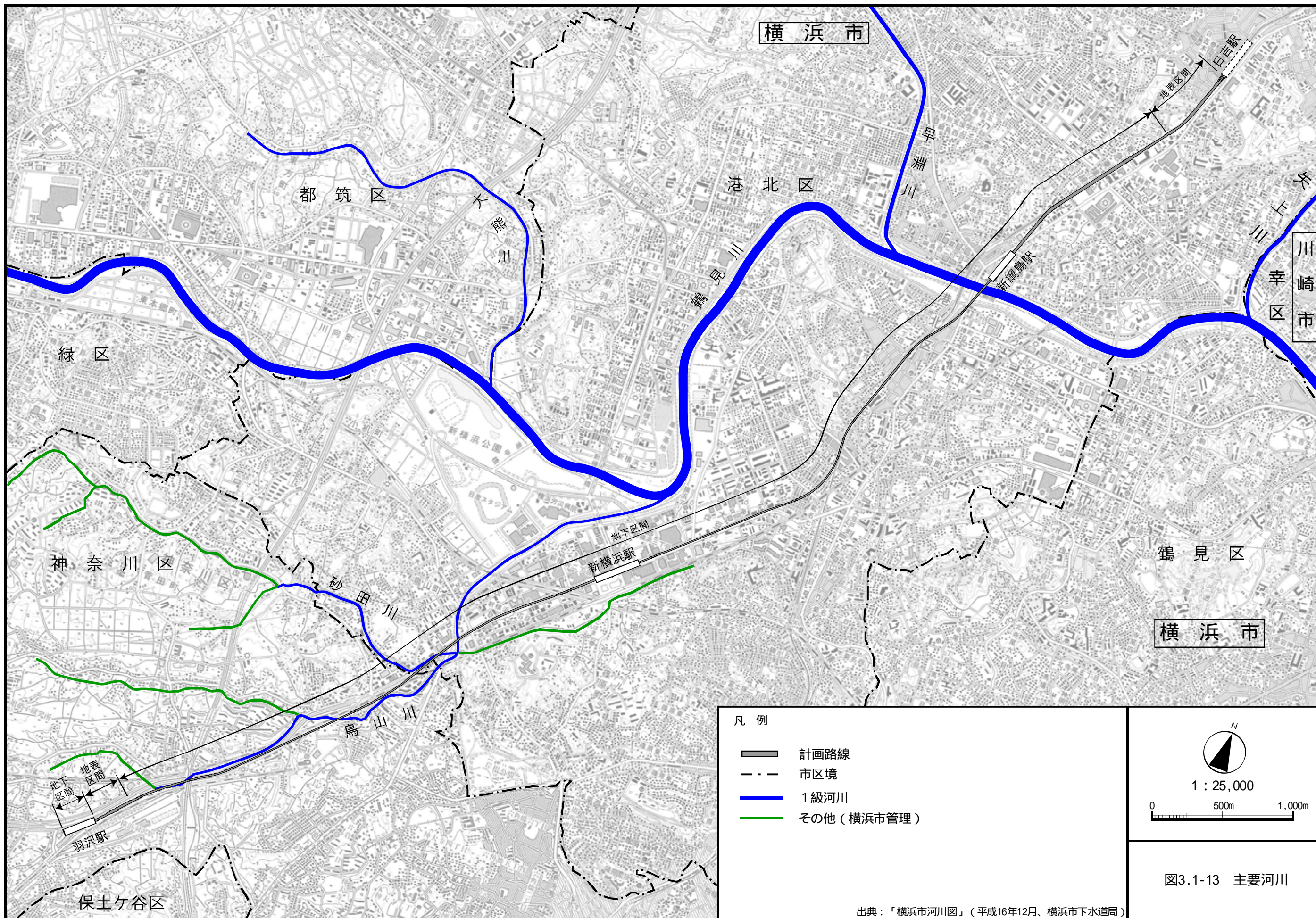
水系名	河川名	測定地点	平均値	最小値	最大値
鶴見川	鶴見川	亀の子橋	6.55	4.07	10.25
	大熊川	大竹橋	0.14	0.06	0.37
	鳥山川	又口橋	0.17	0.04	0.41
	早淵川	峰の大橋	0.47	0.14	1.02
	矢上川	矢上川橋	2.96	0.97	4.76
	砂田川	団地入口橋	0.0257	0.0194	0.0320

出典：「平成 20 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」

(平成 21 年 10 月 神奈川県環境科学センター)

「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書(平成 20 年度)」

(平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局)



(2) 水質及び水底の底質の状況

河川の水質に関する状況

計画路線周辺では、神奈川県による水質測定計画及び横浜市による水質測定計画により、平成 20 年度に計 6 地点で河川の水質測定が行われています。平成 20 年度の測定結果は表 3.1-24 に、測定地点は図 3.1-14 に示すとおりです。

横浜市では、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)に基づき、図 3.1-14 に示す計画路線周辺の河川の内、鶴見川の鳥山川合流点より上流の区間は D 類型に、他の河川(鶴見川(鳥山川合流点より下流)、早淵川、矢上川)は E 類型に指定されています。

測定地点の内、亀の子橋及び大綱橋は環境基準点であり、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)による「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」である生物化学的酸素要求量(BOD)について、環境基準達成状況を評価されています。平成 20 年度の調査結果では、亀の子橋、大綱橋ともに環境基準を達成しています。その他の地点については、環境基準で示されている基準値の範囲内となっています。

過去 5 年間の経年変化は表 3.1-25 及び図 3.1-15 に示すとおりで、生物化学的酸素要求量については亀の子橋及び大綱橋が減少傾向に、溶存酸素量については概ね測定地点で増加傾向になっている他、大竹橋の浮遊物質質量及び峰の大橋の大腸菌群数について、他の年に比べ、平成 16 年の値が大きく変動しています。

「水質汚濁に係る環境基準について」に基づく「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」は表 3.1-26 に示すとおりです。

なお、横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 横浜市条例第 58 号)により、「工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準(平成 15 年 4 月 1 日)」を表 3.1-27 のとおり定めており、公共用水域に排出する工事排水は、表 3.1-28 に示す条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準(水質の汚濁の防止に関する規制基準)を順守することとしています。

環境基準点：類型指定された水域について、環境基準の達成状況を把握するための地点

表 3.1-24 水質測定結果（平成 20 年度）

項目	河川名	地点名	環境基準 ¹		測定結果 ²	環境基準との 適否 ⁴
			類型	基準値		
水素イオン 濃度 (pH)	鶴見川	亀の子橋 ³	D	6.0~8.5	7.5	-
	鶴見川	大綱橋 ³	E	6.0~8.5	7.4	-
	大熊川	大竹橋	D	6.0~8.5	7.7	-
	鳥山川	又口橋	D	6.0~8.5	8.0	-
	早淵川	峰の大橋	E	6.0~8.5	7.9	-
	矢上川	矢上川橋	E	6.0~8.5	7.3	-
生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)	鶴見川	亀の子橋 ³	D	8以下	5.9	-
	鶴見川	大綱橋 ³	E	10以下	5.0	-
	大熊川	大竹橋	D	8以下	1.1	-
	鳥山川	又口橋	D	8以下	1.2	-
	早淵川	峰の大橋	E	10以下	1.1	-
	矢上川	矢上川橋	E	10以下	2.2	-
浮遊物質 量 (SS) (mg/ℓ)	鶴見川	亀の子橋 ³	D	100以下	7	-
	鶴見川	大綱橋 ³	E	*	8	-
	大熊川	大竹橋	D	100以下	4	-
	鳥山川	又口橋	D	100以下	5	-
	早淵川	峰の大橋	E	*	3	-
	矢上川	矢上川橋	E	*	2	-
溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	鶴見川	亀の子橋 ³	D	2以上	7.8	-
	鶴見川	大綱橋 ³	E	2以上	7.3	-
	大熊川	大竹橋	D	2以上	8.5	-
	鳥山川	又口橋	D	2以上	10.0	-
	早淵川	峰の大橋	E	2以上	8.7	-
	矢上川	矢上川橋	E	2以上	7.5	-
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	鶴見川	亀の子橋 ³	D	-	1.4×10 ⁴	-
	鶴見川	大綱橋 ³	E	-	4.9×10 ⁴	-
	大熊川	大竹橋	D	-	2.4×10 ⁴	-
	鳥山川	又口橋	D	-	3.9×10 ⁴	-
	早淵川	峰の大橋	E	-	1.7×10 ⁴	-
	矢上川	矢上川橋	E	-	5.4×10 ³	-

1 環境基準の「*」は「ごみ等が認められないこと」を「-」は基準値が設定されていないことを示します。

2 数値は、BOD 以外は日間平均値の年平均値、BOD は 75%水質値です。

3 亀の子橋、大綱橋は環境基準点です。

4 出典資料では、環境基準点の BOD のみ環境基準との適否を評価しています。

出典：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 20 年度）」

（平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局）

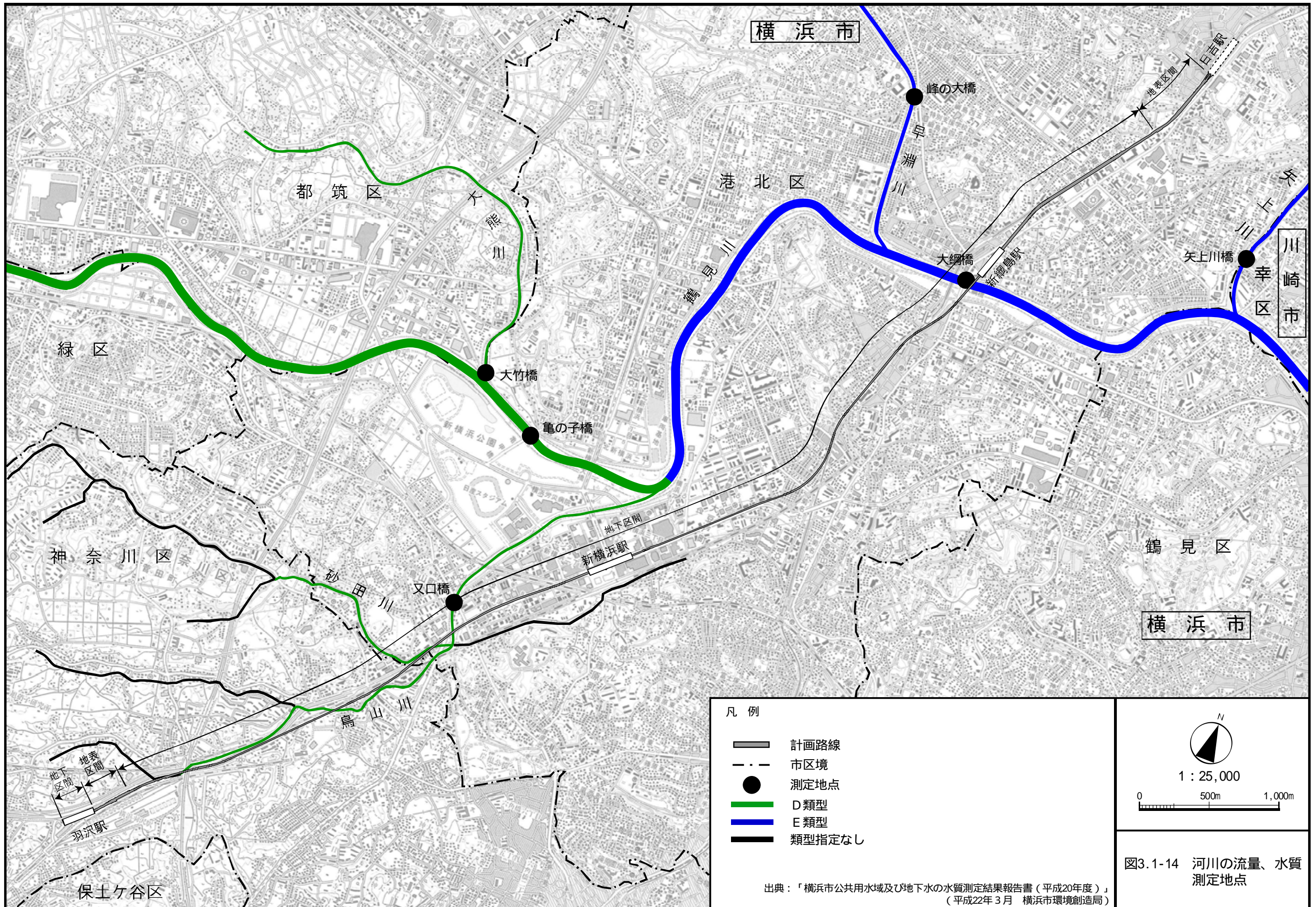


表 3.1-25 経年変化（水質、年平均値）

項目 単位	河川名	地点名	環境 基準	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
水素イオン 濃度(pH)	鶴見川	亀の子橋	D	7.4	7.4	7.4	7.4	7.5
	鶴見川	大綱橋	E	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4
	大熊川	大竹橋	D	7.7	7.7	7.6	7.5	7.7
	烏山川	又口橋	D	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0
	早淵川	峰の大橋	E	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9
	矢上川	矢上川橋	E	7.0	7.1	7.2	7.3	7.3
生物化学的 酸素要求量 (BOD)mg/ℓ	鶴見川	亀の子橋	D	7.2	7.6	7.1	5.2	4.6
	鶴見川	大綱橋	E	5.6	6.0	5.7	4.3	3.7
	大熊川	大竹橋	D	1.9	1.7	1.7	1.6	1.0
	烏山川	又口橋	D	2.2	2.0	1.2	1.7	1.2
	早淵川	峰の大橋	E	1.8	1.8	1.7	1.6	1.2
	矢上川	矢上川橋	E	2.7	2.5	2.5	3.1	2.1
浮遊物質 量(SS)mg/ℓ	鶴見川	亀の子橋	D	9	8	7	8	7
	鶴見川	大綱橋	E	10	10	12	8	8
	大熊川	大竹橋	D	17	6	8	4	4
	烏山川	又口橋	D	10	5	2	2	5
	早淵川	峰の大橋	E	9	7	6	4	3
	矢上川	矢上川橋	E	4	4	4	6	2
溶存酸素量 (DO)mg/ℓ	鶴見川	亀の子橋	D	7.8	7.7	7.3	7.4	7.8
	鶴見川	大綱橋	E	7.4	7.1	6.9	6.9	7.3
	大熊川	大竹橋	D	8.3	8.3	7.8	8.0	8.5
	烏山川	又口橋	D	8.6	9.1	10.1	10.4	10.0
	早淵川	峰の大橋	E	8.8	9.2	8.3	8.1	8.7
	矢上川	矢上川橋	E	7.2	7.2	7.1	7.1	7.5
大腸菌群数 MPN/100mℓ	鶴見川	亀の子橋	D	8.5×10^4	3.6×10^4	3.3×10^4	9.7×10^3	1.4×10^4
	鶴見川	大綱橋	E	4.3×10^4	5.0×10^4	6.0×10^4	3.3×10^4	4.9×10^4
	大熊川	大竹橋	D	9.6×10^4	6.3×10^4	2.8×10^4	2.5×10^4	2.4×10^4
	烏山川	又口橋	D	6.7×10^4	7.3×10^4	3.4×10^4	2.0×10^4	3.9×10^4
	早淵川	峰の大橋	E	2.1×10^5	6.3×10^4	5.4×10^4	1.4×10^4	1.7×10^4
	矢上川	矢上川橋	E	2.3×10^3	1.1×10^2	2.8×10^3	7.4×10^3	5.4×10^3

各数値は年平均値のため、表 3.1-24 (P.3.1-32) と一部異なる箇所があります。

出典：「横浜市公共水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 16～平成 20 年度）」
（横浜市環境創造局）

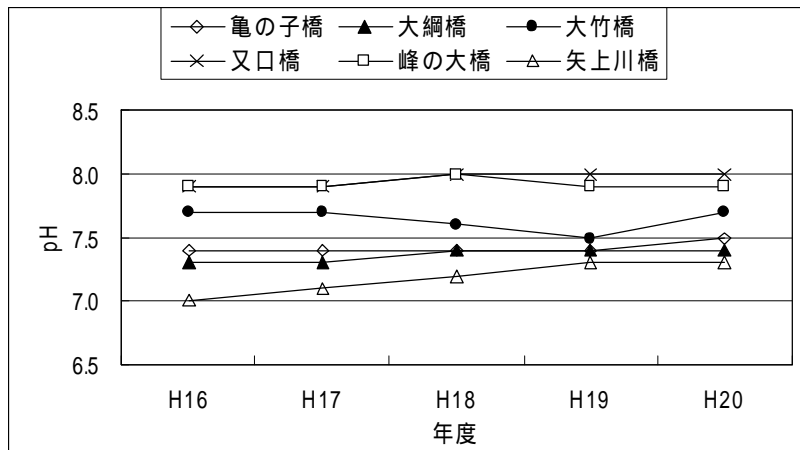


図 3.1-15(1) 経年変化 (pH、年平均値)

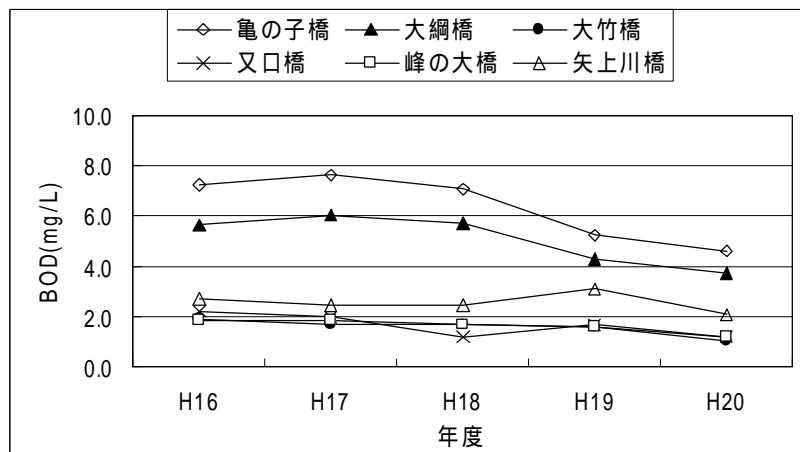


図 3.1-15(2) 経年変化 (BOD、年平均値)

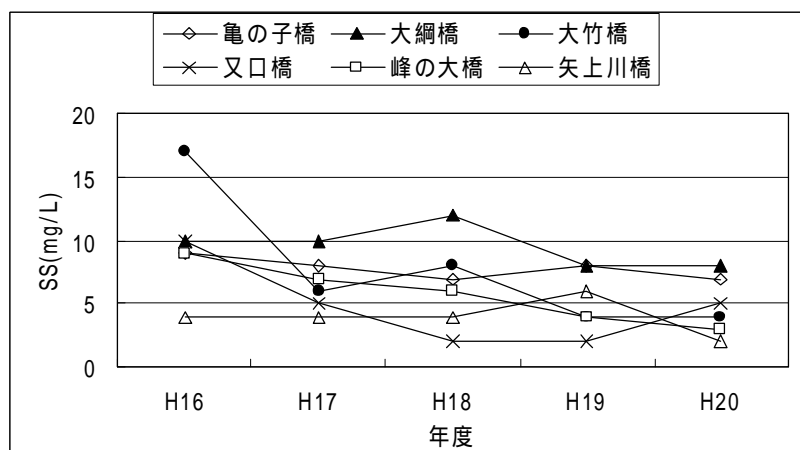


図 3.1-15(3) 経年変化 (SS、年平均値)

出典：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 16～平成 20 年度）」
 （横浜市環境創造局）

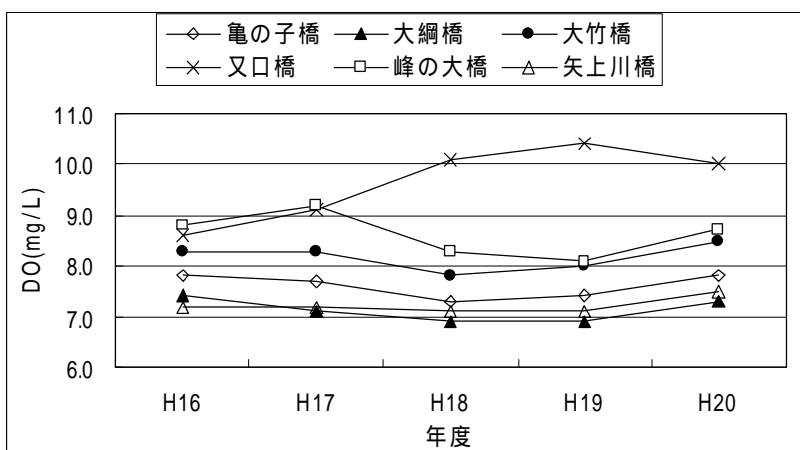


図 3.1-15(4) 経年変化 (DO、年平均値)

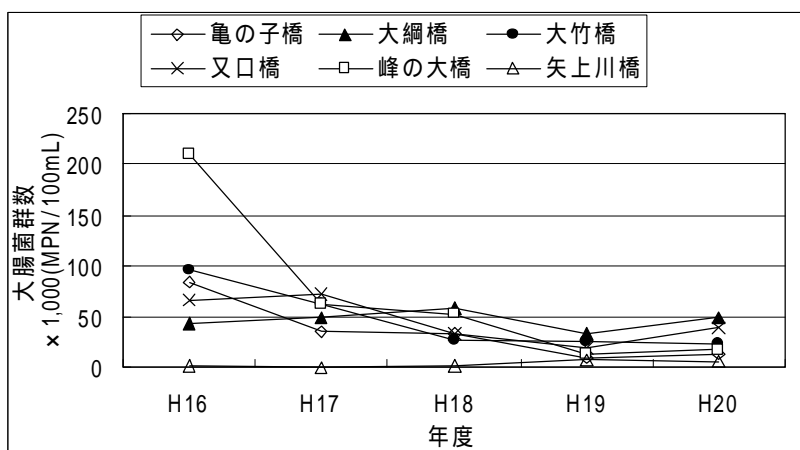


図 3.1-15(5) 経年変化 (大腸菌群数、年平均値)

出典：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 16～平成 20 年度）」
 （横浜市環境創造局）

表3.1-26 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	-

(備考)

- 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 「-」は基準値の設定無し。

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.1-27 横浜市工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準

(平成 15 年 4 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 103 条の規定により、工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 建設工事の施行にあたっては、水質の汚濁の防止に配慮した工事計画を作成すること。
- 2 建設工事により発生する排水（以下「工事排水」という。）に係る適正な排水処理計画を作成すること。
- 3 排水処理施設を設置する場合は、適正な維持管理を行うこと。
- 4 工事排水は、条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準を順守すること。
- 5 水質事故時の応急対策及び連絡体制の整備を行うこと。

表 3.1-28 「横浜市工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準」による工事排水の規制（抜粋（条例第 28 条関係））

項 目	基 準
水素イオン濃度（水素指数）	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	25 (mg/ℓ)
化学的酸素要求量	25 (mg/ℓ)
浮遊物質	70 (mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 (mg/ℓ)
外 観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。
臭 気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。

地下水に関する状況

計画路線周辺では、神奈川県による地下水質測定計画に基づき、概況調査(メッシュ調査及び定点調査)が実施されており、横浜市内については、横浜市域を1km四方のメッシュに区分し、全市域を4年に分けて概況調査を行っています。概況調査における測定項目を表3.1-29に示します。また、概況調査で汚染が確認された井戸については、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺地区調査及び汚染井戸再調査が実施されているほか、横浜市では、地下水質測定計画調査開始以前に行った調査で発見された汚染井戸を対象に、汚染井戸監視調査を実施しています。

平成16年度から平成20年度に実施した調査における基準超過状況は表3.1-30に、概況調査のメッシュ区分は図3.1-16に示すとおりです。

概況調査については、図3.1-16に示すように、計画路線が位置するメッシュ内において平成16年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超過している箇所が存在しますが、平成17年度以降は、計画路線が位置するメッシュ内において基準値は超過していません。

定期モニタリング調査については、図3.1-16に示すように、日吉駅付近に設定されている調査地点で平成16年度から平成17年度において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準値を超過していたものの、平成18年度以降は基準値を下回っています。

汚染井戸周辺地区調査及び汚染井戸監視調査については、新羽町、菊名四丁目、篠原町、羽沢町で行われた調査においてそれぞれ基準値を超過しており、特に羽沢町については、平成20年度においてもシス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが検出され、基準値を超過しています。

表 3.1-29 概況調査における測定項目

区 分	項 目	基 準 値	区 分	項 目	基 準 値		
環境基準項目	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	環境基準項目	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		
	全シアン	検出されないこと。		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下		
	鉛	0.01mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下		
	六価クロム	0.05mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下		
	砒素	0.01mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		
	総水銀	0.0005mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		
	P C B	検出されないこと。		セレン	0.01mg/ℓ以下		
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下		硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下		
	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下		
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下		市独自項目	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	
	シス-1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下					
	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下					
	環境基準項目	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ以下	一般項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
		トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ以下			

- 1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とします。
- 4 区分毎の基準値の根拠は以下のとおり
 環境基準項目
 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）
 市独自項目（クロロホルム）
 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成 11 年 2 月 21 日 環境庁水質保全局長通知）に定める指針値
 一般項目（水素イオン濃度）
 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日 法律第 177 号）第 4 条に基づく水質基準値

出典：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 20 年度）」
 （平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局）

表 3.1-30 地下水の基準超過状況（平成 16 年度～平成 20 年度）

（単位：mg/l）

調査の種類 ¹	基準超過項目	測定地点		調査年度	測定結果	基準値
概況調査 (メッシュ調査)	鉛	神奈川区	神大寺	H17	0.012	0.01 以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸製窒素	港北区	篠原町	H16	11	10 以下
		港北区	菊名四丁目	H16	14	
定期 モニタリング 調査	1,1,2-トリクロロエタン	港北区	新羽町	H16	0.045	0.006 以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸製窒素	港北区	箕輪町一丁目	H16	15	10 以下
		港北区	箕輪町一丁目	H17	12	
		港北区	菊名四丁目	H18	11	
		港北区	菊名四丁目	H19	12	
	四塩化炭素	港北区	新羽町	H17	0.003	0.002 以下
トリクロロエチレン	港北区	新羽町	H17	0.091	0.03 以下	
汚染井戸 周辺地区調査	トリクロロエチレン	港北区	新羽町	H16	0.046	0.03 以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸製窒素	港北区	菊名四丁目	H16	13	10 以下
		港北区	菊名四丁目	H16	13	
		港北区	篠原町	H16	11	
汚染井戸 監視調査	シス-1,2-ジクロロエチレン	神奈川区	羽沢町	H18	0.047	0.04 以下
		神奈川区	羽沢町	H20	0.081	
	トリクロロエチレン	神奈川区	羽沢町	H18	0.039	0.03 以下
		神奈川区	羽沢町	H18	0.081	
		神奈川区	羽沢町	H20	0.078	

1 上表では、各調査において基準を超過した測定地点及び基準超過項目のみ記載しています。

2 調査の種類

概況調査

・メッシュ調査

横浜市域を 1km 四方のメッシュに区分し、毎年メッシュ全体の 1/4 ずつ調査し、4 年間で市全域を調査します。

・定点調査

横浜市設置の 16 の井戸について、毎年 8 井戸を交互に継続的に調査します。

計画路線周辺では、平成 16 年度～平成 20 年度において、定点調査による基準超過地点は確認されていません。

定期モニタリング調査

前年度までの調査で発見された汚染井戸の汚染状態を継続的に把握します。

汚染井戸周辺地区調査

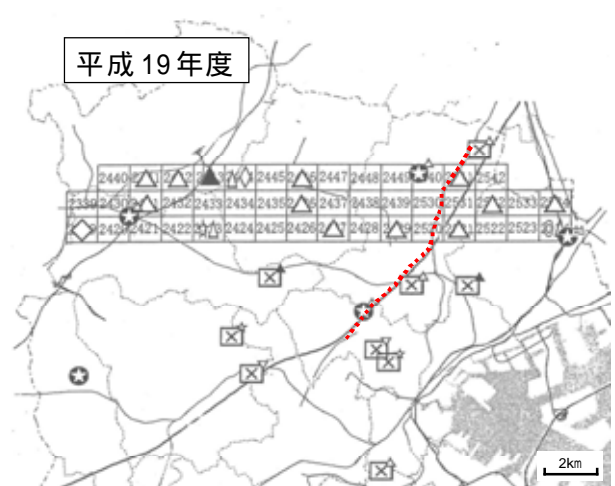
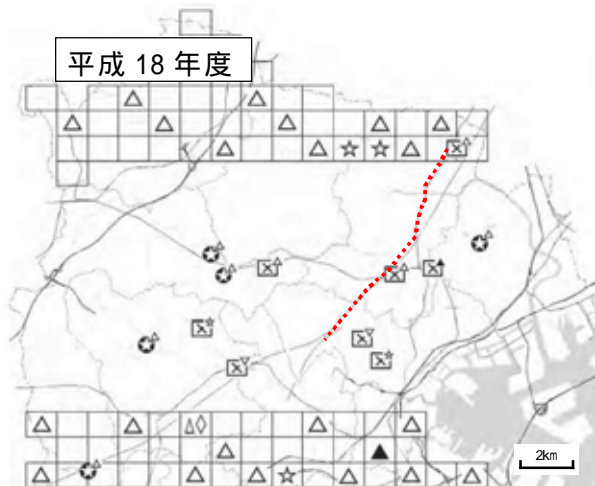
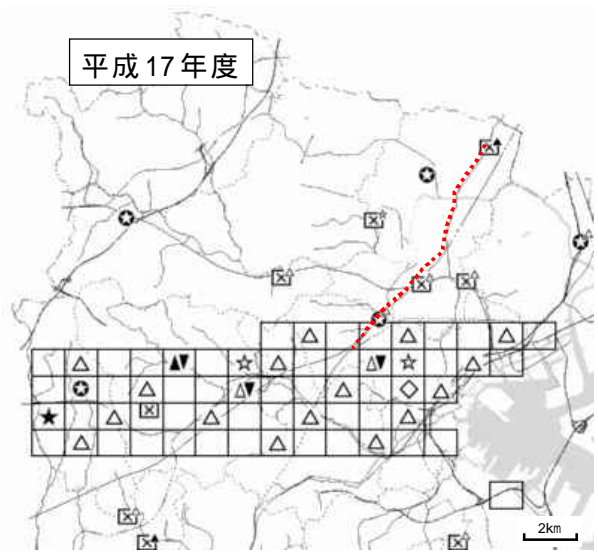
メッシュ調査で発見された汚染について、汚染範囲を確認するために、その年度内に汚染井戸の周辺地区で実施します。（この調査では、メッシュ調査で汚染が確認された井戸も、再調査します。（平成 16 年度では、メッシュ調査で汚染が確認された井戸の再調査は、「汚染井戸再調査」として報告されています。））

汚染井戸監視調査

地下水質測定計画調査開始以前に行った横浜市独自調査で発見され、汚染原因が不明となっている汚染井戸の継続的な監視のため、定期的に調査します。

出典：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 16～20 年度）」

（横浜市環境創造局）



- 凡 例
- △ : メッシュ調査地域 (空白は調査対象物質府検出)
 - : 定点調査地点
 - ⊗ : 定期モニタリング調査地点
 - : 鉛不検出
 - : 鉛超過
 - : 有機塩素化合物検出
 - : 有機塩素化合物超過
 - : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素のいずれか又は複数の項目検出
 - : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素超過
 - : クロロホルム検出
 - : 計画路線

出典：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成16～20年度）」
 （横浜市環境創造局）

図 3.1-16 地下水水質調査メッシュ区分

ダイオキシン類に関する状況

計画路線周辺では、横浜市により、平成 21 年度に 1 地点でダイオキシン類に係る地下水の水質測定が行われています。

平成 21 年度の測定結果は表 3.1-31 に示すとおりです。

測定結果は、0.077 pg-TEQ/ℓで、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）（以下「ダイオキシン類に係る環境基準」とします。）の環境基準値を下回っています。

なお、ダイオキシン類に係る環境基準（水質）は表 3.1-32 に示すとおりです。

表 3.1-31 ダイオキシン類測定結果（地下水）

（単位：pg-TEQ/ℓ）

測定地点		測定結果	環境基準
地下水	保土ヶ谷区常盤台	0.077	1 pg-TEQ/ℓ 以下

出典：「河川及び地下水中のダイオキシン類濃度の測定結果（2009 年度）」

（平成 22 年 2 月 横浜市環境創造局）

表 3.1-32 ダイオキシン類に係る環境基準（水質）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

媒体	基準値	測定方法
水質 （水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法

1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。